

議案第 13 号

平成 26 年 4 月の組織改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する  
規則の新設について

平成 26 年 4 月の組織改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則  
の新設について、別紙のとおり提出します。

平成 26 年 3 月 21 日

鳥取県教育委員会教育長 横 濱 純 一

平成26年4月の組織改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の新設について

1 規則の新設理由

教育行政を適正かつ円滑に執行するため、教育委員会事務局の組織の改正その他の所要の改正を行う。

2 規則案の概要

(1) 鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部改正

ア 家庭・地域教育課を社会教育課に改めるとともに、PTA連合会に関する事務等を小中学校課に移管する。

イ スポーツに関する事務を知事に移管することに伴い、スポーツ健康教育課を体育保健課に改め、所要の規定の整備を行う。

ウ 附属機関の新設及び廃止に伴う所要の規定の整備を行う。

(2) 鳥取県立図書館管理規則の一部改正

鳥取県立図書館に学校図書館支援員の職を置く。

(3) 鳥取県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正

鳥取県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正に伴う所要の規定の整備を行う。

(4) 鳥取県営ライフル射撃場の管理に関する規則の廃止

鳥取県営ライフル射撃場の管理を知事に移管することに伴い規則を廃止する。

(5) 施行期日は、平成26年4月1日とする。

平成26年4月の組織改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成26年3月 日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

鳥取県教育委員会規則第 号

平成26年4月の組織改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則案

(鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部改正)

第1条 鳥取県教育委員会事務局等組織規則(昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(本庁及び本庁機関の分掌事務)</p> <p>第4条 本庁においては、次の事務をつかさどる。            教育総務課・教育環境課 略            小中学校課            (1)～(9) 略  <u>(10) 学校に在籍する児童、生徒等の保護者及び当該学校の教職員で構成される団体の連合会に関すること。</u>  <u>(11) 学校、家庭及び地域が連携して行う教育に関すること。</u>            特別支援教育課・高等学校課 略  <u>社会教育課</u>            (1)～(6) 略            (7) 社会教育関係団体に関すること <u>(他課の所管に属するものを除く。)</u>。            人権教育課・文化財課 略  <u>体育保健課</u>            (1) 略   <u>(2) 略</u>  <u>(3) 略</u>  <u>(4) 略</u>  <u>(5) 略</u>            2・3 略             (職制)            第7条 略</p>	<p>(本庁及び本庁機関の分掌事務)</p> <p>第4条 本庁においては、次の事務をつかさどる。            教育総務課・教育環境課 略            小中学校課            (1)～(9) 略             特別支援教育課・高等学校課 略  <u>家庭・地域教育課</u>            (1)～(6) 略            (7) 社会教育関係団体に関すること。             人権教育課・文化財課 略  <u>スポーツ健康教育課</u>            (1) 略  <u>(2) 生涯スポーツの振興に関すること。</u>  <u>(3) 競技スポーツの向上に関すること。</u>  <u>(4) 県営社会体育施設に関すること。</u>            (5) 略            (6) 略            (7) 略            (8) 略            2・3 略             (職制)            第7条 略</p>

2 特に必要があると認めるときは、事務局に理事監、教育次長、次長又は参事監を、本庁の各課に参事又は課長補佐を、小中学校課に義務教育主査を、高等学校課に高校教育主査を、社会教育課に社会教育主査を、人権教育課及び体育保健課に指導主査を、文化財課に文化財主査を置くことができる。

別表第1（第3条関係）

略
8 <u>社会教育課</u>
略
13 <u>体育保健課</u>

別表第2（第18条関係）

附属機関	庶務担当機関
鳥取県教育審議会	教育総務課
略	
鳥取県教科用図書選定審議会	小中学校課
鳥取県エキスパート教員認定制度に係る選考委員会	
鳥取県特別免許状教育職員検定審査委員会	
略	
鳥取県教職員研修等実施協議会	教育センター
鳥取県ICT活用教育推進協議会	
略	高等学校課
鳥取県立境港総合技術高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議	
鳥取県英語教育推進会議	
鳥取県グローバル・リーダー育成事業運営指導委員会	
鳥取県社会教育委員	社会教育課
略	
鳥取県教育委員会指定管理候補者審査委員会	

2 特に必要があると認めるときは、事務局に理事監、教育次長、次長又は参事監を、本庁の各課に参事又は課長補佐を、小中学校課に義務教育主査を、高等学校課に高校教育主査を、家庭・地域教育課に社会教育主査を、人権教育課及びスポーツ健康教育課に指導主査を、文化財課に文化財主査を置くことができる。

別表第1（第3条関係）

略
8 <u>家庭・地域教育課</u>
略
13 <u>スポーツ健康教育課</u> <u>健康教育室</u>

別表第2（第18条関係）

附属機関	庶務担当機関
鳥取県教育審議会	教育総務課
鳥取県学力向上戦略本部	
略	
鳥取県教科用図書選定審議会	小中学校課
略	
鳥取県教職員研修等実施協議会	教育センター
略	
鳥取県立境港総合技術高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議	高等学校課
略	
鳥取県社会教育委員	家庭・地域教育課
略	
鳥取県教育委員会指定管理候補者審査委員会	家庭・地域教育課 (鳥取県立生涯学習センターに関することに限る。)
	スポーツ健康教育課 (家庭・地域教育課

			が担当する事務を除く。)
鳥取県教育委員会指定管理施設運営評価委員会		鳥取県教育委員会指定管理施設運営評価委員会	家庭・地域教育課 (鳥取県立生涯学習センターに関することに限る。)
			スポーツ健康教育課 (家庭・地域教育課が担当する事務を除く。)
略		略	
鳥取県学校の防災教育推進委員会	体育保健課	鳥取県スポーツ審議会	スポーツ健康教育課
略		略	
鳥取県子どもの体力向上支援委員会		鳥取県子どもの体力向上支援委員会	
鳥取県武道指導推進委員会			

(鳥取県立図書館管理規則の一部改正)

第2条 鳥取県立図書館管理規則(平成2年鳥取県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表(第6条関係)	別表(第6条関係)
1 略	1 略
2 事務職員をもって充てる職 主事・司書・ <u>学校図書館支援員</u> ・資料相談員	2 事務職員をもって充てる職 主事・司書・資料相談員
3 略	3 略

(鳥取県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正)

第3条 鳥取県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成12年鳥取県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>鳥取県教育委員会の権限に属する事務のうち市町村が処理する事務の範囲を定める規則</u>	<u>鳥取県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則</u>
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この規則は、 <u>鳥取県教育委員会の権限及び事務処理の特例に関する条例</u> (平成11年鳥取県条例第37号。以下「条例」という。)の規定に基づき、鳥取県教育委員会の権限に属する事務のうち市町村が	第1条 この規則は、 <u>鳥取県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例</u> (平成11年鳥取県条例第37号。以下「条例」という。)の規定に基づき、鳥取県教育委員会の権限に属する事務のうち市

<p>処理する事務の範囲を定めるものとする。</p> <p>第2条 条例第3条第1号に規定する教育委員会規則で定める事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 条例第3条第2号に規定する教育委員会規則で定める事務は、教育職員の免許状に関する規則（昭和43年鳥取県教育委員会規則第8号）に基づく事務のうち、市町村（市町村の組合を含む。）が設置する学校に勤務する者に係る事務で次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>町村が処理する事務の範囲を定めるものとする。</p> <p>第2条 条例第2条第1号に規定する教育委員会規則で定める事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 条例第2条第2号に規定する教育委員会規則で定める事務は、教育職員の免許状に関する規則（昭和43年鳥取県教育委員会規則第8号）に基づく事務のうち、市町村（市町村の組合を含む。）が設置する学校に勤務する者に係る事務で次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>
--	---

(鳥取県営ライフル射撃場の管理に関する規則の廃止)

第4条 鳥取県営ライフル射撃場の管理に関する規則（昭和57年鳥取県教育委員会規則第3号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。